

**【表紙】**

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                             |
| 【提出先】      | 東海財務局長                            |
| 【提出日】      | 平成28年3月24日                        |
| 【会社名】      | 株式会社エスライン                         |
| 【英訳名】      | S LINE CO.,LTD.                   |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 山 口 嘉 彦                     |
| 【本店の所在の場所】 | 岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地                |
| 【電話番号】     | (058)245-3131                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役副社長 村 瀬 博 三                    |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地                |
| 【電話番号】     | (058)245-3131                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役副社長 村 瀬 博 三                    |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【提出理由】

当社は、平成28年3月23日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社エスライン九州（以下、「エスライン九州」といいます。）及び株式会社エスライン羽島（以下、「エスライン羽島」といいます。）の2社（以下、「対象2社」といいます。）をそれぞれ当社の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

## イ. 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（平成27年3月31日時点）

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 商号     | 株式会社エスライン九州     |
| 本店の所在地 | 鹿児島県鹿児島市錦江町7番4号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 岡元 幹雄   |
| 資本金の額  | 80百万円           |
| 純資産の額  | 1,471百万円        |
| 総資産の額  | 1,926百万円        |
| 事業の内容  | 貨物自動車運送事業       |

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 商号     | 株式会社エスライン羽島     |
| 本店の所在地 | 岐阜県羽島市竹鼻町駒塚62番地 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 木全 三代司  |
| 資本金の額  | 10百万円           |
| 純資産の額  | 555百万円          |
| 総資産の額  | 697百万円          |
| 事業の内容  | 貨物自動車運送事業       |

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

## エスライン九州

| 決算期   | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 | 平成27年3月期 |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 営業収益  | 2,058百万円  | 1,987百万円  | 466百万円   |
| 営業利益  | 119百万円    | 94百万円     | 33百万円    |
| 経常利益  | 121百万円    | 97百万円     | 34百万円    |
| 当期純利益 | 76百万円     | 63百万円     | 24百万円    |

（注）平成27年3月期は、決算期変更により平成27年1月1日から平成27年3月31日の3か月の決算期間となっております。

## エスライン羽島

| 決算期   | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 | 平成27年3月期 |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 営業収益  | 754百万円    | 787百万円    | 188百万円   |
| 営業利益  | 40百万円     | 51百万円     | 10百万円    |
| 経常利益  | 41百万円     | 52百万円     | 10百万円    |
| 当期純利益 | 27百万円     | 32百万円     | 6百万円     |

（注）平成27年3月期は、決算期変更により平成27年1月1日から平成27年3月31日の3か月の決算期間となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
エスライン九州（平成28年2月29日現在）

| 氏名又は名称       | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％） |
|--------------|---------------------------|
| 株式会社エスライン    | 87.70                     |
| 南九州日野自動車株式会社 | 7.03                      |
| 日米礦油株式会社     | 3.81                      |
| 岡元 幹雄        | 0.42                      |
| いすゞ自動車九州株式会社 | 0.25                      |

エスライン羽島（平成28年2月29日現在）

| 氏名又は名称    | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％） |
|-----------|---------------------------|
| 株式会社エスライン | 73.26                     |
| 国立 まつ子    | 6.29                      |
| 安田 秋雄     | 4.74                      |
| 国立 勝司     | 4.54                      |
| 国立 ユキ子    | 4.08                      |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

エスライン九州

|      |   |
|------|---|
| 資本関係 | 当社は、エスライン九州の発行済株式数の87.70%（140,330株）を保有しております。                 |
| 人的関係 | 当社の代表取締役1名がエスライン九州の代表取締役を、当社の取締役1名がエスライン九州の取締役を、それぞれ兼任しております。 |
| 取引関係 | 当社は、エスライン九州より経営指導業務を受託しております。また、当社は、エスライン九州の債務を保証しております。      |

エスライン羽島

|      |   |
|------|---|
| 資本関係 | 当社は、エスライン羽島の発行済株式数の73.26%（146,534株）を保有しております。 |
| 人的関係 | 当社の代表取締役1名がエスライン羽島の代表取締役を兼任しております。            |
| 取引関係 | 当社は、エスライン羽島より経営指導業務を受託しております。                 |

#### ロ．当該株式交換の目的

当社は、グループ経営の効率化と競争力の強化のため、時代の変化に対応したグループ企業の形成を目指しています。今般、その一環として、経営のスピードアップと経営資源の配分を円滑に行うことができるよう、対象2社の完全子会社化を決定いたしました。

このたびの対象2社の完全子会社化により、当社は、対象2社との連携をこれまで以上に強化し、市場の変化に対応したグループ事業の構築を目指してまいります。

#### ハ．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象2社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、対象2社のうち、エスライン羽島においては平成28年5月23日開催予定の定時株主総会、エスライン九州においては同月24日開催予定の定時株主総会の承認を受けたうえで、実施する予定です。

株式交換に係る割当ての内容

|                           | 当社<br>(株式交換完全親会社)    | エスライン九州<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------------|----------------------|------------------------|
| エスライン九州との<br>株式交換にかかる交換比率 | 1                    | 10.0                   |
| 本株式交換により<br>交付する株式数       | 当社の普通株式：196,700株（予定） |                        |

当社は、本株式交換により当社がエスライン九州の発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるエスライン九州の株主に対して、その保有するエスライン九州の普通株式1株について、当社の普通株式10.0株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するエスライン九州の普通株式140,330株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

|                           | 当社<br>(株式交換完全親会社)    | エスライン羽島<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------------|----------------------|------------------------|
| エスライン羽島との<br>株式交換にかかる交換比率 | 1                    | 4.0                    |
| 本株式交換により<br>交付する株式数       | 当社の普通株式：213,864株（予定） |                        |

当社は、本株式交換により当社がエスライン羽島の発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるエスライン羽島の株主に対して、その保有するエスライン羽島の普通株式1株について、当社の普通株式4.0株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するエスライン羽島の普通株式146,534株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

注1) 本株式交換により交付する株式の数：410,564株（予定）

うち新たに発行する当社の新株式数：333,319株（予定）

うち交付する自己株式数：77,245株（予定）

注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、対象2社の株主の皆様においては、当社の単元未満株式（1単元（100株）に満たない数の株式）を保有することが見込まれますが、単元未満株式については、名古屋証券取引所その他の金融商品取引所で売却することができません。当社の単元未満株式を保有することとなる場合には、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：

会社法第192条第1項に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

株式交換契約の内容

当社が平成28年3月23日に対象2社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社エスライン（以下、「甲」という。）及び株式会社エスライン九州（以下、「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の規定に従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社エスライン

住所：岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社エスライン九州

住所：鹿児島県鹿児島市錦江町7番4号

## 第3条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に10.0を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式10.0株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、前2項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

## 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

## 第5条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずして本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項及び同法施行規則第197条の規定により、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、この限りでない。
2. 乙は、効力発生日（第7条において定義される。以下同じ。）の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

## 第6条（剰余金の配当）

1. 甲は、効力発生日の前日までの間に、平成28年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、総額200,000,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までの間に、その時点における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、総額6,000,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

## 第7条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成28年7月1日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要がある場合、甲及び乙は、協議し合意のうえ、これを変更することができる。

## 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意のうえ、これを行う。

## 第9条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、乙が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、当該直前の時点をもって消却する。

#### 第10条（株式交換契約の変更及び解除）

効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙は、協議し合意のうえ、本契約の内容を変更し、又は、本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定めるいずれかの事由に該当する場合、その効力を失う。

1. 乙において、第5条第2項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
2. 会社法第785条第1項の規定により乙に対して相当数の株式買取請求が行われた場合（なお、かかる「相当数」の具体的な株式数については、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。）
3. 甲又は乙において、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むが、これに限らない。）が得られなかった場合
4. 第10条に従い本契約が解除された場合

#### 第12条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各々の代表者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

（甲）

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地  
株式会社エスライン  
代表取締役社長 山口 嘉彦

（乙）

鹿児島県鹿児島市錦江町7番4号  
株式会社エスライン九州  
代表取締役社長 岡元 幹雄

## 株式交換契約書

株式会社エスライン（以下、「甲」という。）及び株式会社エスライン羽島（以下、「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

本契約の規定に従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社エスライン

住所：岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社エスライン羽島

住所：岐阜県羽島市竹鼻町駒塚62番地

### 第3条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に4.0を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4.0株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、前2項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金 0円

### 第5条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずして本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項及び同法施行規則第197条の規定により、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、この限りでない。
2. 乙は、効力発生日（第7条において定義される。以下同じ。）の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

### 第6条（剰余金の配当）

1. 甲は、効力発生日の前日までの間に、平成28年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主に対し、総額200,000,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までの間に、その時点における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、総額3,000,000円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

### 第7条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成28年7月1日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要がある場合、甲及び乙は、協議し合意のうえ、これを変更することができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意のうえ、これを行う。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、乙が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、当該直前の時点をもって消却する。

#### 第10条（株式交換契約の変更及び解除）

効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、甲及び乙は、協議し合意のうえ、本契約の内容を変更し、又は、本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定めるいずれかの事由に該当する場合、その効力を失う。

1. 乙において、第5条第2項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
2. 会社法第785条第1項の規定により乙に対して相当数の株式買取請求が行われた場合（なお、かかる「相当数」の具体的な株式数については、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。）
3. 甲又は乙において、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むが、これに限らない。）が得られなかった場合
4. 第10条に従い本契約が解除された場合

#### 第12条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各々の代表者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

（甲）

岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地  
株式会社エスライン  
代表取締役社長 山口 嘉彦

（乙）

岐阜県羽島市竹鼻町駒塚62番地  
株式会社エスライン羽島  
代表取締役社長 木全 三代司

## 二. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

### 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び対象2社から独立した第三者算定機関であるOAG税理士法人に依頼をし、平成28年3月16日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

OAG税理士法人は、当社の株式については、名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（算定基準日を平成28年3月14日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用して価値の算定を行いました。また、非上場会社である対象2社の株式については、DCF法及び時価純資産法を採用して価値の算定を行いました。当社及び対象2社は、これらの算定結果を参考に、協議のうえ、諸般の事情を総合的に勘案して、株式交換比率を決定いたしました。

### 当社

| 採用手法  | 算定結果（円）   |
|-------|-----------|
| 市場株価法 | 754 ~ 849 |

### エスライン九州

| 採用手法   | 算定結果（円） |
|--------|---------|
| DCF法   | 8,398   |
| 時価純資産法 | 8,637   |

### エスライン羽島

| 採用手法   | 算定結果（円） |
|--------|---------|
| DCF法   | 3,391   |
| 時価純資産法 | 3,391   |

当社株式の1株あたりの株式価値を1とした場合において、上記算定方法により算定された対象2社の普通株式1株あたりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法  |         | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|---------|--------------|
| 当社    | エスライン九州 |              |
| 市場株価法 | DCF法    | 9.9 ~ 11.1   |
| 市場株価法 | 時価純資産法  | 10.2 ~ 11.5  |

| 採用手法  |         | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|---------|--------------|
| 当社    | エスライン羽島 |              |
| 市場株価法 | DCF法    | 4.0 ~ 4.5    |
| 市場株価法 | 時価純資産法  | 4.0 ~ 4.5    |

### 算定の経緯

当社及び対象2社は、独立した第三者算定機関であるOAG税理士法人から提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに当社及び対象2社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社及び対象2社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に、上記株式交換比率が、OAG税理士法人の算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内にあり、かつ、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、当該株式交換比率で合意いたしました。なお、当該株式交換比率については、算定の基礎となる諸条件について重大な変動が生じた場合、当社及び対象2社が協議し合意のうえ、これを変更することがあります。

### 算定機関との関係

OAG税理士法人は、当社及び対象2社の関連当事者には該当せず、当社及び対象2社のいずれの間でも重要な利害関係を有しておりません。

ホ. 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 商号     | 株式会社エスライン          |
| 本店の所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 山口 嘉彦        |
| 資本金の額  | 1,938百万円           |
| 純資産の額  | 現時点では確定していません      |
| 総資産の額  | 現時点では確定していません      |
| 事業の内容  | 貨物自動車運送事業          |

以 上